

## はじめに

本書は、2008年11月に上梓した『必携デリバティブ・ドキュメンテーション（基本契約書編）』と2010年10月に上梓した『必携デリバティブ・ドキュメンテーション（担保・個別契約書編）』に続く第三弾である。基本契約書編を上巻、担保・個別契約書編を中巻とすれば、本書は下巻にあたる。

本書の執筆の構想は、意外にも古く、基本契約書編の執筆当時から温めていた。頁数の制約のため、基本契約書編と担保・個別契約書編に掲載できなかった、既存契約書の条件変更（アmendメント）の実務と締結交渉のケーススタディを別冊にまとめるものであった。これで、宿願だった「植木三部作」が漸く完成した訳である。

2008年9月のリーマンショック以降、取引先に対するカウンターパーティー・リスクの管理強化が叫ばれるようになった。カウンターパーティー・リスクとは、従来から認識されていた信用リスク、市場リスク、法務リスク、オペレーショナル・リスク等をひとまとめにした新語である。その管理強化の軸として、にわかに脚光を浴び始めたのが契約書管理と担保管理であり、すなわち、ISDAマスター契約と担保契約（Credit Support Annex / 以下CSAと略記）とCSAに基づく担保管理オペレーションである。

従来、ややもすれば軽視されがちな裏方の仕事であったそれらの業務が注目を浴び、重視され始めたことは、同業務に従事する筆者としては大いなる喜びではあるが、その他方で、同業務をよく理解していない監督官庁や金融機関の経営陣が、現場の実情を正確に把握せずに、無理な管理強化や既存契約書の見直し作業やCSA締結先の拡充を強行しようとする動きが現れつつあることには、警鐘を発せずにはいられない。

特に既存契約書の見直し作業によって大量に発生するアmendメント作業が曲者である。既存のISDAマスター契約やCSAに軽微なアmendメントを行う作業であっても、実際に行ってみると、相手方から細かい注文がいたり、そのアmendメントのついでに別のアmendメントを相手方から要請されるなどして、予想外に手間が掛かるものである。

また、既存のISDAマスター契約が1987年版様式の古い内容のものである場合には、全面的に1992年版様式や2002年版様式に切り替えるよりも、部分的にアmendメントを加える方が却って手間が掛かる場合もある。様式ごとに専門用語の名称や意味が微妙に相違している点があり、その段差を漏れなくカバーするには、まるで脳外科手術のような細かい作業が必要となるからだ。他方で、全面切替の場合でも、取引相手から「1987年版様式と2002年版様式の相違点を分かり易く日本語でまとめた対比表を作って欲しい」等と過大な要求をされると、結構、手間が掛かる話になってしまう。

そうした現場の担当者しか知らない苦勞を、世に広く知らしめて、正しく理解してもらうことは、カウンターパーティー・リスクの管理強化に資するものである。それが本書の最大の目的なのだ。

以上を背景にして、本書では、既存契約書のアmendメントの実務、業務運営、労務管理のコツ等を解説し、また、締結交渉のケーススタディを設けるなどして、極めて実戦的な内容とした。具体的には以下の通りである。

第一章では「ISDAマスター契約及びCSAのアmendメント」と題して、アmendメントの発生するケース、アmendメント契約書の書式と文言の記入要領を多くのサンプルを用いて詳しく解説した。特に既存契約書の2002年版ISDAマスター契約への統合については詳細な解説を行った。

第二章では「プロトコルによるアmendメント」と題して、プロトコルの仕組みと歴史、採択期限が過ぎた現在でも、時折、個別のISDAマスター契約に適用される2002 ISDA Master Agreement Protocol、および採択期限が無期限のISDA Close-out Amount Protocolの内容を詳細に解説した。

第三章では「様式変更と契約更改」と題して、既存ISDAマスター契約の1987年版様式から1992年版様式または2002年版様式への契約更改等の実務、様式間の相違点、非ISDA様式契約書からISDAマスター契約への切替の実務等を詳細に解説した。

第四章では「コンファメーションのアmendメントと各種レター」と題して、稀に発生するコンファメーションのアmendメントの実務、取引の譲渡に用いるNovation Agreementと取引の中途解約の際に取り交わす

Termination Agreementの実務，その他，バックオフィス間で取り交わすサイド・レター等の関連文書の実務を解説した。

第五章では「法的有効性の確認の方法など」と題して，一括清算ネットティングと担保取引の法的有効性の確認方法を解説した。更にISDA提供のネットティング・オピニオンとコラテラル・オピニオンの読解方法を解説した。

第六章では「ドキュメンテーション業務の特性と各種管理」と題して，ドキュメンテーション業務を円滑に行うための，社内協力体制の構築，人員・人材の確保，教育訓練，トラブル対応等の実務を解説した。

第七章，第八章，第九章では，それぞれ「ISDAマスター契約関連のケーススタディ」「CSA関連のケーススタディ」「コンファメーション関連のケーススタディ」と題して，締結交渉術をケーススタディ方式にて解説した。

本書は，前述の通り，上中下三巻の下巻の位置付けである。上巻の基本契約書編では，ISDAマスター契約を主に解説し，中巻の担保・個別契約書編では，CSAとコンファメーションを解説している。そのため，本書では，ISDAマスター契約，CSA，コンファメーションに関する体系的な解説は省略し，関連する箇所に（基X-X参照）や（担個X-X参照）と記してある。（基X-X参照）とは「上巻である基本契約書編のX-Xの項目を参照されたし」を，（担個X-X参照）とは「中巻である担保・個別契約書編のX-Xの項目を参照されたし」を，それぞれ意味している。本書をご活用の際には，上巻，中巻も合わせて参照されたい。

巻末資料には，アmendメント契約書，Novation Agreement，Termination Agreementを始め，各種ドキュメントのサンプルを掲載しておいたので，適宜，参照されたい。

なお，毎回，繰り返して記しているが，本書における解説，記入例，巻末資料のサンプル等は，あくまでも筆者の個人的見解に基づくものであり，筆者の現在の勤務先や過去に所属した組織で行われている実務とは全く別のものであることを，あらかじめ申し上げておく。加えて，第七章，第八章，第九章のケーススタディにおいて，[状況]として登場する事例は，すべて筆者の創作であり，実在する組織や実際に発生した出来事とは全く無関係のもの

のである。もし「状況」と類似したような事例が現実にあったとしても、それは頻繁に発生する事象のため、偶然に類似したものであり、それをモデルにしたものではない。

また、ISDAマスター契約、CSA、BBA（英国銀行協会）等が制定した契約書（IFEMA等）、EMTA制定のNDF取引、NDO取引のコンファメーション様式等の条項や文言の解釈、それらの契約書の特約部分の記入方法等に関する解説は、あくまでも筆者個人の見解に基づくものであり、ISDA、BBA、EMTA等の各団体の公式見解とは必ずしも一致しないことも、併せて、あらかじめ申し上げておく。

なお、改めて言うまでもないことだが、本書は筆者の個人名による出版物であり、当然のことであるが、本書の文責および著作権はすべて筆者個人に在ることを明記しておく。従って、本書に誤字脱字、誤解を与えるような記述が発見された場合には、筆者までご連絡いただければ幸いである。

但し、本書は、あくまでも一般的な立場から書かれた解説書であるため、本書の記述を鵜呑みにしないでいただきたい。実際にドキュメンテーションを行う際や、法令、税制が争点となっている場合には、各会社にて弁護士、公認会計士、税理士などの専門家に改めて相談されることをお勧めする。

執筆にあたり読者諸氏や業界関係者の好意により、取材協力、資料提供をいただいたが、取材源（ニュースソース）は著述家の職業上の秘密であるため、取材源の開示請求はご遠慮願いたい。

最後に、本書の出版にあたり、ご尽力いただいた株式会社近代セールス社の野崎真之氏、飛田浩康氏を始めとするスタッフの方々、筆者の執筆活動を温かく応援して下さった業界関係者、職場の同僚、友人、知人の皆様に、この場を借りて、心より感謝の意を表したい。

2015年8月 自宅の庭に咲くアサガオの花を見つつ

植木雅広